

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和6年2月1日 東京税関長殿	照会者の 東京都港区霞が関 3-1-1 住所、氏名 財務商事株式会社	輸入者符号 1023004567089 0000 法人番号を記載してください。
	代理人の 東京都港区海岸 2-7-68 住所、氏名 カスタムインポートサービス	(担当者) 税関 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx

下記貨物の WTO協定 経済連携協定(RCEP協定) 特恵 その他 ()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 HS番号 銘柄・型番	複素環式化合物 第2933.39号 ABE 308875	輸入時に貨物を 特定できるように 記入してください。	製造地 製造者	xxxxx Street, Δ ΔΔ, Busan, KOREA ABC TECH Co., Ltd.	輸入申告予定 官署	東京税関 横浜税関 本関 大黒 埠頭出張所
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図面・カタログ・説明書・その他 (原産性についての確認資料、原産地証明書等)			
申告中の貨物や具体的ではない 貨物については照会できません。		輸入予定時期: 2024年 6月頃 数量: 500KG 金額: USD8.25/KG 長期契約予定		照会貨物に係る原産地事前教示実績(有・無) (事前教示番号) 照会貨物に係る品目分類事前教示実績(有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
他税関含め、実績がある場合は記入してください。 実績がない又は不明の場合は「無」に○を付してください。						

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

財務商事株式会社は韓国に所在する ABC TECH Co., Ltd が同国において製造した複素環式化合物を輸入します。

原材料、原材料の原産地は別添資料を参照。

材料及び製造工程について
記載してください。(別添でも可)

原産地認定に関する意見 (有 無)

意見があれば「有」に✓を付し、
以下のように意見を記入してください。

ABC TECH Co., Ltd は製造に使用する原材料を中国等から輸入し、化学反応等を行い、產品を製造します。本品は第2933.39号に分類される物品であり、製造に使用する非原産材料は品目別規則のうち「CTSH」を満たすことから、RCEP協定における原産品であると考えます。
なお、RCEP原産国の回答を希望します。

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要・否	非公開理由	非公開期間を設定する場合は「要」に ○を付した上で、非公開理由及び 非公開期間を記入してください。		
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について	「いいえ」があると 受理ができません。	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について	該当する記号を 記入してください。	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ	
照会者又は その代理人	氏名又は名称 住所又は 所在地	カスタムインポートサービス 東京都港区海岸 2-7-68

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

非公開情報は照会書提出時にお知らせください。

（規格A4）

原産性についての確認資料

作成日：2024年1月31日

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。

1. 資料作成者：財務商事株式会社

2. 生産者情報

生産者	企業番号	最終加工地工場名	最終加工地工場住所
ABC TECH Co.,Ltd.	×××-〇〇-····	Busan工場	××××× Street,△△ △,Busan,KOREA

3. 製品情報

製品名	HSコード
ABE 308875	2933.39

4. 原材料について

NO	原材料名	原産地	HSコード
1	第2904.**号に該当する物質名を記載	中国	2904**
2	第2933.39号に該当する物質名を記載	中国	293339
3	第2932.**号に該当する物質名を記載	韓国	2932**
4	第2905.**号に該当する物質名を記載	ドイツ	2905**
5	Sulfuric acid	英國	280700
6	Sodium Hydroxide	韓国	2815**

使用されている原材料について記載してください。

本品は非原産材料を使用して製造されているため、品目別規則（CTSH又はRVC40）を満たす必要がありますが、HSコードが記載されていることから、CTSHを満たしているかどうか確認できます。

当該材料は非原産材料であり、產品と同一のHSコード（293339）であることから、この資料だけでは品目別規則（CTSH又はRVC40）を満たしているという証明にはなりません。

他の資料の提出が必要

5. 製造工程

上記原材料を混合し、化学反応を行い製造する。

※本資料は產品（複素環式化合物）を製造した者から確認した内容を照会者が補足的に作成したもので、必ずしも作成を要するものではありません。

DETAILS OF ABE 308875

Jan. 20th, 2024

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

Product Name: ABE 308875
HS CODE : 2933.39
Country of origin: KOREA REP.

○ DETAILS OF RAW MATERIALS ORIGIN

NO.	NAME OF MATERIAL	Country of Origin	HS CODE
1	第2904.**号に該当する物質名を記載	CHINA	2904**
2	第2933.39号に該当する物質名を記載	CHINA	293339
3	第2932.**号に該当する物質名を記載	KOREA	2932**
4	第2905.**号に該当する物質名を記載	GERMANY	2905**
5	Sulfuric acid	GREAT BRITAIN	280700
6	Sodium Hydroxide	KOREA	2815**

使用されている原材料について記載してください。

本品は非原産材料を使用して製造されているため、品目別規則（CTSH又はRVC40）を満たす必要がありますが、HSコードが記載されていることから、CTSHを満たしているかどうか確認できます。

当該材料は非原産材料であり、產品と同一のHSコード（293339）であることから、この資料だけでは品目別規則（CTSH又はRVC40）を満たしているという証明にはなりません。

他の資料の提出が必要

○ MANUFACTURING PROCESS

ABC TECH manufacture ABE 308875 after below process at our factory in KOREA.

*RAW MATERIALS MIXING→REACTION→ABE 308875

*FACTORY: ABC TECH BUSAN FACTORY, ××××× Street, △△△, Busan, KOREA.

製造者、製造工程及び製造場所が記載されていることから、締約国において製造されたことが確認できます。

TEHYON KIM
Team for Overseas Sales
ABC TECH Co.,Ltd.
××××× Street, △△△, Busan, KOREA

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、產品（複素環式化合物）を製造している者が作成しています。

COMPANY
STAMP

<p>1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country) QINDAO TECH CO., LTD. OOOO RD,, QINDAO PROVIECE, CHINA</p> <p>2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country) ABC TECH CO., LTD. × × × × × Street, △△△, Busan, KOREA</p> <p>3. Producer's name, address and country (if known) QINDAO TECH CO., LTD. OOOO RD,, QINDAO PROVIECE, CHINA</p> <p>4. Means of transport and route (if known) Departure Date: 25 JUNE, 2023 Vessel's name/Aircraft flight number, etc.: MARINE V2300,N Port of Discharge:BUSAN KOREA REP.</p>				<p>Certificate No. OOOO x x x x x OOOO Form RCEP</p> <p>REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA Issued in (Country)</p> <p>5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Customs Authority of the Importing Country</p>			
6. Item number	7. Marks and numbers on packages	8. Number and kind of packages; and description of goods.	9. HS Code of the goods (6 digit-level)	10. Origin Conferring Criterion	11. RCEP Country of Origin	12. Quantity (Gross weight or other measurement), and value (FOB) where RVC is applied	13. Invoice number(s) and date of invoice(s)
1	N/M	第2933.39号に該当する複素環式化合物の物質名	2933.39	PE	CHINA	2,500 N/W	QINDAO TECH- 2256 23 JUNE, 2023
14. Remarks							
<p>15. Declaration by the exporter or producer</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to:</p> <p>KOREA REP. (importing country)</p> <p>QINDAO, CHINA JUL. 30, 2023</p> <p>Place and date, and signature of authorised signatory</p>				<p>16. Certification</p> <p>On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement.</p> <p>王瑛 QINDAO, CHINA JUL. 30, 2023</p> <p>Place and date, signature and seal or stamp of Issuing Body</p>			
<p>17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin</p>				<p><input type="checkbox"/> Third-party invoicing</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY</p>	